

令和5年度補正予算 小規模事業者持続化補助金「災害支援枠(令和6年能登半島地震)」
公募要領 第6版からの主な変更点

※暫定版（第7版）から第8版への変更点は、No.2～15となっております。

No.	頁	公募要領 第8版（暫定版（第7版））	公募要領 第6版
1	表紙	小規模事業者持続化補助金 「災害支援枠（令和6年能登半島地震）」【公募要領】	令和5年度補正予算 小規模事業者持続化補助金 「災害支援枠（令和6年能登半島地震）」【公募要領】
2	表紙	第8版：令和6年9月9日	第6版：令和6年7月19日
3	表紙	<p>公募開始 : 令和6年 8月19日 (月)</p> <p>5次申請受付開始：令和6年 9月9日 (月)</p> <p>5次受付締切 : 令和6年 10月7日 (月) [郵送：締切日当日消印有効]</p>	<p>公募開始 : 令和6年 7月5日 (金)</p> <p>4次申請受付開始：令和6年 7月19日 (金)</p> <p>4次受付締切 : 令和6年 8月19日 (月) [郵送：締切日当日消印有効]</p> <p>※5次公募以降については追って公表します。</p>
4	表紙	<p>◇申請書類一式（別紙様式集参照）は、郵送によりご提出ください。 （持参は不可）</p> <p>※送付時は封筒の表に「災害支援枠（令和6年能登半島地震）応募書類在中」とお書きください。</p> <p>◇補助金のお支払いをするためには補助事業実施期間内（交付決定予定:令和6年11月頃～事業実施期限:令和7年1月4日）に事業を終了させる必要があります。</p>	<p>◇申請書類一式（別紙様式集参照）は、郵送によりご提出ください。 （持参は不可）</p> <p>※送付時は封筒の表に「災害支援枠（令和6年能登半島地震）応募書類在中」とお書きください。</p>

		◇従前の公募と異なり、事業終了日の2日後が実績報告提出締切（消印有効）です。 <u>期限を過ぎての提出については受け付けることができません。</u>	
5	表紙	令和6年9月 4県商工会連合会・全国商工会連合会	令和6年7月 4県商工会連合会・全国商工会連合会
6	2	<p>2. 補助対象者</p> <p>本補助金の補助対象者は、（1）から（8）に掲げる要件をいずれも満たす日本国内に所在する小規模事業者（日本国内に居住する個人、又は日本国内に本店を有する法人）等であることとします。</p> <p>（1）上記「被災区域」に所在する、令和6年能登半島地震の被害を受けた事業者であること</p> <p>被害の証明については、それを証する公的証明の添付（コピーでも可）を必要とします。</p> <p>①自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合</p> <p>・・・市町村が発行する事業所等が罹災されたことが分かる公的書類（例：「罹災（被災）証明書」など）</p> <p><u>※在庫や棚卸資産の損害は「事業用資産の損壊等」ではありません。</u></p> <p>②令和6年能登半島地震に起因して、売上減少の間接的な被害を受けた場合</p> <p>・・・地方自治体が独自に発行した証明書</p> <p>※間接被害とは令和6年1月から9月の任意の1か月の売上高が前年</p>	<p>2. 補助対象者</p> <p>本補助金の補助対象者は、（1）から（8）に掲げる要件をいずれも満たす日本国内に所在する小規模事業者（日本国内に居住する個人、又は日本国内に本店を有する法人）等であることとします。</p> <p>（1）上記「被災区域」に所在する、令和6年能登半島地震の被害を受けた事業者であること</p> <p>被害の証明については、それを証する公的証明の添付（コピーでも可）を必要とします。</p> <p>①自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合</p> <p>・・・市町村が発行する事業所等が罹災されたことが分かる公的書類（例：「罹災（被災）証明書」など）</p> <p><u>※在庫や棚卸資産の損害は「事業用資産の損壊等」ではありません。</u></p> <p>②令和6年能登半島地震に起因して、売上減少の間接的な被害を受けた場合</p> <p>・・・地方自治体が独自に発行した証明書</p> <p>※間接被害とは令和6年1月から7月の任意の1か月の売上高が前年</p>

		同期、又は令和2年1月28日以前の同期と比較して20%以上減少していることを指します。	同期、又は令和2年1月28日以前の同期と比較して20%以上減少していることを指します。
7	7 8	<p>5. 補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がないと、補助金は受け取れません。</p> <p>補助金交付決定後、補助事業を開始していただきます。補助事業の終了後は、補助事業で取り組んだ内容を報告する実績報告書(交付規程様式第8)および支出内容のわかる関係書類等を、定められた期日までに補助金全国事務局に提出しなければなりません。従前の公募と異なり、事業終了日の2日後(最長で令和7年1月6日)が実績報告提出締切(消印有効)です。期限を過ぎての提出については受け付けることができません。</p> <p>なお、追加で補助金全国(地方)事務局から提出を求められた書類については、定められた期日までに提出する必要があります。もし、定められた期日までに、実績報告書等の提出が補助金全国(地方)事務局で確認できなかった場合には、補助金交付決定通知を受領していても、補助金を受け取れなくなります。</p>	<p>5. 補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がないと、補助金は受け取れません。</p> <p>補助金交付決定後、補助事業を開始していただきます。補助事業の終了後は、補助事業で取り組んだ内容を報告する実績報告書(交付規程様式第8)および支出内容のわかる関係書類等を、定められた期日までに補助金地方事務局に提出しなければなりません。なお、追加で補助金地方事務局から提出を求められた書類については、定められた期日までに提出する必要があります。</p> <p>もし、定められた期日までに、実績報告書等の提出が補助金地方事務局で確認できなかった場合には、補助金交付決定通知を受領していても、補助金を受け取れなくなります。</p>
8	8	<p>6. 実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合(交付を行わない場合も含む)があります。</p> <p>補助金交付決定を受けても、実績報告書等の確認時に、各種要件を満たしていると認められない場合は、補助金の交付は行いません。</p>	<p>6. 実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合(交付を行わない場合も含む)があります。</p> <p>補助金交付決定を受けても、実績報告書等の確認時に、各種要件を満たしていると認められない場合は、補助金の交付は行いません。</p>

		<p>なお、実績報告書等の確認時に、支出内容に補助対象外経費が計上されていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出するよう補助金全国（地方）事務局から連絡いたします。</p> <p>特に、自動車等車両を購入した場合には、もっぱら補助事業で取り組む特定の業務のみに用いられ、かつ他の目的で車両を使用していないこと等の条件を満たしていなければ、当該車両の購入に係る補助金のお支払いはできませんのでご注意ください。</p> <p>また、収益納付に該当する事業を実施した場合、減額して補助金が支払われることがあります。</p>	<p>なお、実績報告書等の確認時に、支出内容に補助対象外経費が計上されていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出するよう補助金地方事務局から連絡いたします。</p> <p>特に、自動車等車両を購入した場合には、もっぱら補助事業で取り組む特定の業務のみに用いられ、かつ他の目的で車両を使用していないこと等の条件を満たしていなければ、当該車両の購入に係る補助金のお支払いはできませんのでご注意ください。</p> <p>また、収益納付に該当する事業を実施した場合、減額して補助金が支払われることがあります。</p>
9	9	<p>12. その他</p> <p>申請・補助事業者は、本公募要領、交付規程やウェブサイト等の案内に記載のない細部については、補助金全国（地方）事務局からの指示に従うものとします。</p>	<p>12. その他</p> <p>申請・補助事業者は、本公募要領、交付規程やウェブサイト等の案内に記載のない細部については、補助金地方事務局からの指示に従うものとします。</p>
10	11	<p>(3) 以下に該当する事業を行うものではないこと。</p> <p>○同一内容の事業について、国が助成（国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む）する他の制度（補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等）と同一又は類似内容の事業</p> <p>例) デイサービス・介護タクシー等の居宅介護サービス事業者で介護報酬が適用されるサービス、薬局・整骨院等の保険診療報酬が適用</p>	<p>(3) 以下に該当する事業を行うものではないこと。</p> <p>○同一内容の事業について、国が助成（国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む）する他の制度（補助金、委託費、公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等）と同一又は類似内容の事業</p> <p>例) デイサービス・介護タクシー等の居宅介護サービス事業者で介護報酬が適用されるサービス、薬局・整骨院等の保険診療報酬が適用</p>

<p>されるサービス</p> <p>※持続化補助金では、同一の補助事業（取組）について、重複して国の他の補助金を受け取ることはできません。他の補助金を受給しているか受給予定の方は、補助金を受け取ることが可能か、必ず、双方の補助金事務局等に、あらかじめご確認ください。</p> <p>○本事業の終了後、概ね1年以内に売上げにつながるが見込まれない事業</p> <p>例)機械を導入して試作品開発を行うのみであり、本事業の取組が直接販売の見込みにつながらない、想定されていない事業</p> <p>○事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、又は公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと認められるもの</p> <p>例) 賭博等、性風俗関連特殊営業等</p> <p>(4) 補助事業実施期間内に補助事業が終了すること</p> <p>従前の公募回に比べて事業期間実施期間が短いため、同期間内に終了する補助事業であることが必要です。(交付決定予定:令和6年11月頃～事業実施期限:令和7年1月4日までの期間)</p> <p>※ただし、今回の公募においては特例として、令和6年1月1日の能登半島地震により被災した日以降に補助事業を実施し、発生した経費</p>	<p>されるサービス</p> <p>※持続化補助金では、同一の補助事業（取組）について、重複して国の他の補助金を受け取ることはできません。他の補助金を受給しているか受給予定の方は、補助金を受け取ることが可能か、必ず、双方の補助金事務局等に、あらかじめご確認ください。</p> <p>○本事業の終了後、概ね1年以内に売上げにつながるが見込まれない事業</p> <p>例)機械を導入して試作品開発を行うのみであり、本事業の取組が直接販売の見込みにつながらない、想定されていない事業</p> <p>○事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、又は公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと認められるもの</p> <p>例) 賭博等、性風俗関連特殊営業等</p>
--	--

		を遡って補助対象経費として認めます。	
11	21 22	○交付決定日（※ただし、特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。） 以降に補助事業実施のために発注し、 補助事業実施期限（最長で令和7年1月4日） までに支払いと事業の遂行が完了したもののみが補助金の対象となります。 <u>車を買っても、ローン等を組んだため、補助事業実施期限（最長で令和7年1月4日）までに一部でも支払いが完了しない場合には、補助金の対象にできません。</u>	○交付決定日（※ただし、特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。） 以降に補助事業実施のために発注し、 補助事業実施期限（最長で令和6年11月30日） までに支払いと事業の遂行が完了したもののみが補助金の対象となります。 <u>車を買っても、ローン等を組んだため、補助事業実施期限（最長で令和6年11月30日）までに一部でも支払いが完了しない場合には、補助金の対象にできません。</u>
12	23	（４）経費の支払方法について <u>補助事業実施期限（最長で令和7年1月4日）までに支払いと事業の遂行が完了したもののみが補助金の対象となります。</u>	（４）経費の支払方法について <u>補助事業実施期限（最長で令和6年11月30日）までに支払いと事業の遂行が完了したもののみが補助金の対象となります。</u>
13	25	5. 申請手続 （１）受付開始日及び締切日 受付開始：令和6年 9月 9日（月） 受付締切：令和6年10月 7日（月）[郵送：締切日当日消印有効]	5. 申請手続 （１）受付開始日及び締切日 公募開始：令和6年 7月 5日（金） 4次受付締切：令和6年 8月19日（月）[郵送：締切日当日消印有効]
14	28	7. 事業実施期間等 交付決定日（今回は特例として、令和6年1月1日の能登半島地震により被災した日以降の補助事業開始日）から実施期限（ 令和7年1月4日(土) ）までです。 上記実施期限までの間で、事業を完了（補助対象経費の支払いまで含みます）した後30日を経過する日、又は 令和7年1月6日(月) （消	7. 事業実施期間等 交付決定日（今回は特例として、令和6年1月1日の能登半島地震により被災した日以降の補助事業開始日）から実施期限（ 令和6年11月30日(土) ）までです。 上記実施期限までの間で、事業を完了（補助対象経費の支払いまで含みます）した後30日を経過する日、又は 令和6年12月10日(火)

	<p>印有効のいずれか早い日までに実績報告書（実施事業内容および経費内容を取りまとめ）を提出しなければなりません。<u>期限を過ぎての提出については受け付けることができません。</u></p> <p>提出いただいた資料に基づき、順次、交付すべき補助金額の確認作業を行います。</p>	<p>(地方事務局必着)のいずれか早い日までに実績報告書（実施事業内容および経費内容を取りまとめ）を提出しなければなりません。提出いただいた資料に基づき、順次、交付すべき補助金額の確認作業を行います。</p>
--	--	---

15	31	【応募者全員が提出】					【応募者全員が提出】				
		提出物	必要部数	備考	申請者	商工会	提出物	必要部数	備考	申請者	商工会
		応募対象者確認シート	原本1部 【必須】	◇全ての申請事業者が必須です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	応募対象者確認シート	原本1部 【必須】	◇全ての申請事業者が必須です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・申請書（様式1）	原本1部 【必須】	◇全ての申請事業者が必須です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・申請書（様式1）	原本1部 【必須】	◇全ての申請事業者が必須です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・経営計画書（様式2）	原本1部 【必須】	◇全ての申請事業者が必須です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・経営計画書（様式2）	原本1部 【必須】	◇全ての申請事業者が必須です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・支援機関確認書（様式3）	原本1部 【必須】	◇全ての申請事業者が必須です。 ◇地域の商工会が発行します。締切までに十分な余裕をもって、お早めにお越しく下さい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・支援機関確認書（様式3）	原本1部 【必須】	◇全ての申請事業者が必須です。 ◇地域の商工会が発行します。締切までに十分な余裕をもって、お早めにお越しく下さい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		・補助金交付申請書（様式4）	原本1部 【必須】	◇審査の結果、採択となった者の申請書のみ正式受領します	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・補助金交付申請書（様式4）	原本1部 【必須】	◇審査の結果、採択となった者の申請書のみ正式受領します	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・被害状況又は売上減による被害状況がわかる資料	写し1部 （公的書類添付） 【必須】	◇被害状況の確認公的書類（令和6年能登半島地震による罹災証明書等の地方自治体発行書類） ◇売上減の確認 令和6年1月から9月の任意の1か月の売上高が前年同期、又は令和2年1月28日以前の同期と比較して20%以上減少したことを行政機関が証した書面（例：セーフティネット保証4号の認定書や、地方自治体が独自に発行した証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・被害状況又は売上減による被害状況がわかる資料	写し1部 （公的書類添付） 【必須】	◇被害状況の確認公的書類（令和6年能登半島地震による罹災証明書等の地方自治体発行書類） ◇売上減の確認 令和6年1月から7月の任意の1か月の売上高が前年同期、又は令和2年1月28日以前の同期と比較して20%以上減少したことを行政機関が証した書面（例：セーフティネット保証4号の認定書や、地方自治体が独自に発行した証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

			等) ※原則、証明書の名義は事業者名であること				等) ※原則、証明書の名義は事業者名であること		

以上